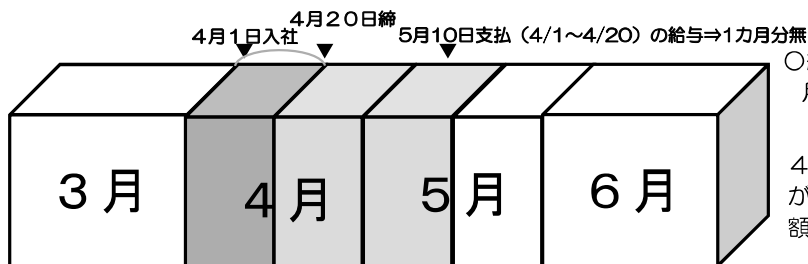


給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

- 給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1カ月分の給与が支給されない場合
⇒1カ月分の給与が支給されない月（途中入社月）を除いた月を対象とします。
（例）4月1日入社の場合



○給与規定
月給制、毎月20日締、翌月10日支払

4月分の給与は、日割計算になり、1カ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

5月20日締 6月10日支払 (4/21~5/20) の給与⇒1カ月分有

《賃金台帳》

(単位：円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
総計			348,000

※4月途中入社の方で、日割計算で20日分の給与が支給された場合でも、日割計算により本来、1カ月分として受ける額を受けていないことから、算定の対象月から除きます。

《記入例》

① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月	
⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額	
⑨ 給与支給月		⑩ 給与計算の基礎日数		⑪ 現物によるものの額		⑫ 現金によるものの額	
⑬ 合計 (⑪+⑫)		⑭ 平均額		⑮ 修正平均額		⑯ 総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)	
①	91	②	健康 国男	③	5-590819	④	令和 7 年 9 月
⑤	健 200 千円	⑥	R 7 年 4 月	⑦	昇給 1. 昇給 2. 降給	⑧	選及支払額
⑨	4 月	⑩	20 日	⑪	148,000 円	⑫	0 円
⑬	148,000 円	⑭	0 円	⑮	148,000 円	⑯	348,000 円
⑨	5 月	⑩	20 日	⑪	200,000 円	⑫	0 円
⑬	200,000 円	⑭	0 円	⑮	200,000 円	⑯	174,000 円
⑨	6 月	⑩	30 日	⑪	200,000 円	⑫	0 円
⑬	200,000 円	⑭	0 円	⑮	200,000 円	⑯	200,000 円

「4. 途中入社」を○で囲み、「9. その他」欄に資格取得年月日および給与の締め支払日を記入します。

報酬月額 = 200,000円 (6月)

6月のみの報酬を記入します。

上記の取り扱いで定時決定する場合は、備考欄に「途中入社」と記入してください。